

水田活用直接支払交付金に係る 交付対象水田の見直しについて

令和6年5月29日

1. 見直しの概要

過去5年間（R4～R8）に一度も水稲（主食用米、加工用米、飼料用米、WCS用稲、新規需要米）の作付けがされず、水張りが行われていない水田は、令和9年度から水田活用直接支払交付金の交付対象水田から除外となります。

一度交付対象外になると、交付対象水田に戻ることはありません。

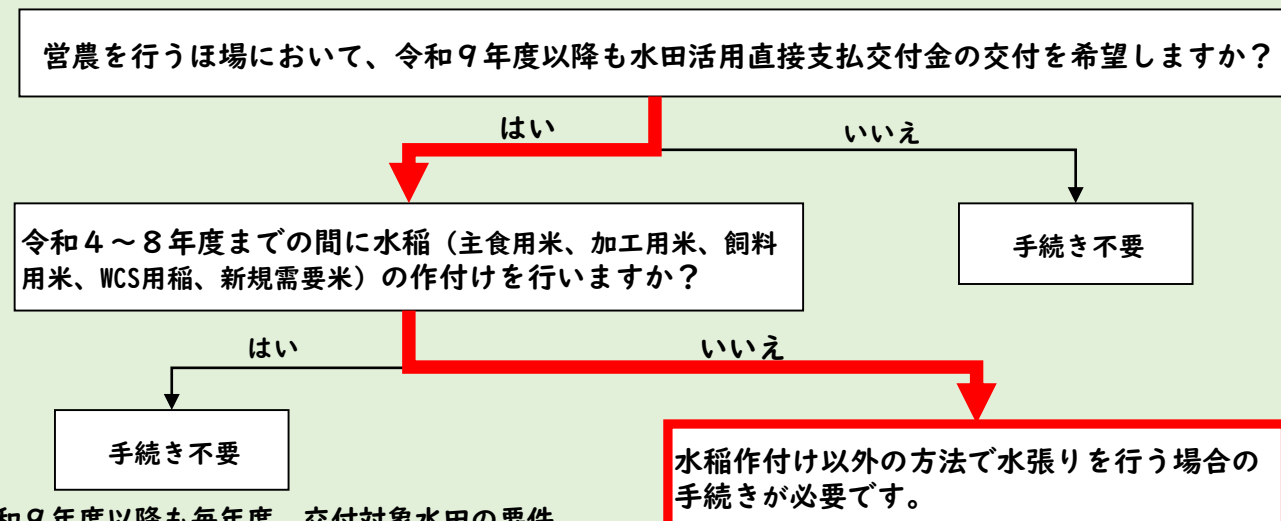
パターン	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
ほ場A	休	休	休	休	休	交付対象外				
ほ場B	休	休	水稲作付	休 (1年目)	休 (2年目)	休 (3年目)	休 (4年目)	休 (5年目)	交付対象外	
ほ場C	休	休	休	水稲作付	休 (1年目)	休 (2年目)	休 (3年目)	休 (4年目)	休 (5年目)	交付対象外
ほ場D	休	休	水稲作付	休 (1年目)	休 (2年目)	水稲作付	休 (1年目)	休 (2年目)	休 (3年目)	水稲作付

2. 見直しへの対応方法（引き続き交付金を受けるためには）

水稲（主食用米、加工用米、飼料用米、WCS用稲、新規需要米）の作付けにより水張りを行うことを基本としますが、以下の2つの要件すべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします（手続きが必要です。）。

- ①31日間以上水稲作付と同等程度のたん水管理を行う
- ②連作障害による収量低下が発生していない

【対応確認フローチャート】



令和9年度以降も毎年度、交付対象水田の要件確認が行われます。定期的に（少なくとも5年に1回以上の）水稲の作付けを行ってください。

※手続き方法について裏面をご確認ください。

○水稲の作付け以外の方法で水張りを行う場合の手続き

- ① 「(様式1)たん水管理(水張り)確認届出書」を水張りを行う14日前までに小城市農業再生協議会に提出してください。
- ② たん水管理(水張り)確認届出書の内容に合わせて、水張りを行ってください。
実施したことを証明するため、ほ場ごとに「(様式2-1)たん水管理(水張り)台帳」に水張り開始日と終了日(開始日から31日間以上後)の写真を張り付けて、水張り終了後速やかに提出してください。なお、ほ場地番、面積、撮影日を記載した用紙等を準備し、写真に写り込ませてください。
- ③ 水張り終了後、出荷する作物の作付けを行ってください。
- ④ 「(様式3)収量報告書」を収量確定後、31日以内に提出してください。

※各様式については、小城市ホームページまたは小城市役所農林水産課の窓口にて配布しております。

【注意】

上記手順で確認ができないほ場は、水稲作付と同等の水張りが行ったとみなすことができませんので、ご注意ください。

問		答
1	水張りについて、どのような状態であれば水張りといえますか？	水張りは、水稲作付けにより確認することを基本としていますので、降雨などの一時的な天水による水張りや、ほ場の一部分の水張りは認められません。 水稲作付と同等程度の水張りをほ場全体で行ってください。
2	水張り時期の指定はありますか？	具体的な時期の指定はありませんが、水張りの順番や量など地域に合わせて実施して下さい。
3	交付対象水田から除外された場合、どうなりますか？	水田活用直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金等）が交付されなくなります。 なお、一度交付対象水田から除外された圃場は、耕作者が変わっても、地権者(地主)に返しても、交付対象水田に戻すことはできません。
4	交付対象水田から除外された水田は、米の生産調整の面積からも除外されますか？	「5年水張りルール」によって交付対象水田から除外された圃場は、米の生産調整の面積から除外されません。 なお、宅地化等により今後水田として利用しない圃場については、例年どおり米の生産調整の面積から除外されます。
5	一度でも水張りを行えば継続して交付対象水田として扱われますか？	少なくとも5年に1回以上の水稲作付又は水張りを継続する必要があります 例えば令和5年度に水張りを行って以降、令和6年度から令和10年度まで水張りを行わなかった農地は、令和11年度以降は交付対象水田となりません。同様に令和7年度に水張りを行って以降、令和8年度から令和12年度まで水張りを行わなかった農地は、令和13年度以降は交付対象水田となりません。

<問い合わせ先>

小城市農業再生協議会事務局
(小城市役所農林水産課内)
TEL: 0952-37-6125

JAさが佐城北部営農経済センター
小城事業所
TEL: 0952-73-2605

JAさが佐城南部分営農経済センター
久保田・芦刈事業所 芦刈駐在
TEL: 0952-66-1267